

令和 7 年度

粕屋南部消防組合

人事行政の運営等の状況について

粕屋南部消防組合消防本部総務課

1 職員の任命及び職員数に関する状況

令和7年度に新たに採用された消防職員及び退職者の状況は次のとおりです。

(1) 職員の任命の状況

区 分	採用者 (令和7年4月1日)	退職者 (令和7年3月31日)
消防職	8人	3人

(2) 消防職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日)

区 分	職 務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	定型的な職務	40人	19.9%	225,600円	339,100円
2級	消防士の職務(困難) 副士長の職務	18人	9.0%	246,600円	376,400円
3級	副士長の職務(困難) 消防士長の職務	51人	25.4%	269,600円	396,400円
4級	消防士長の職務(困難) 主任・主査(消防司令補)	55人	27.4%	308,200円	414,400円
5級	係長・参事補佐・課長補佐 署警備課長・副署長	26人	12.9%	344,100円	432,700円
6級	参事・課長・署長	6人	3.0%	365,700円	442,500円
7級	課長・署長・次長	4人	2.0%	396,700円	458,700円
8級	消防長	1人	0.4%	433,100円	473,400円

(注) 1 粕屋南部消防組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 職務とは、それぞれの級に該当する職務です。

(3) 職員採用試験結果一覧(令和6年分)

区 分	1次試験			2次試験	3次試験
消防職	申込者	受験者	合格者	合格者	合格者
	107人	85人	40人	23人	8人

(4) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
消防職	179人	187人	191人	197人	201人
行政職	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	179人	187人	191人	197人	201人
前年比増減数		8人	4人	6人	4人

2 職員の人事評価の状況

区 分	勤務成績の評定概要
消防職	対象者：消防職 評価者：直近の上司を（係長）1次評価者 その上司（管理職）を2次評価者とする。 評価方法 ①能力評価：職員が発揮した能力、勤務態度等を客観的に評価 ②業務評価：職員の業務目標レベル、達成度に基づき評価 評価期間： 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 職員の給与の状況

(1) 職員の初任給、平均年齢、平均給料月額及び給与月額

区 分		初任給	平均年齢 (4月1日現在)	平均給料月額 (4月分)	平均給与月額 (4月分)
消防職	大学卒	265,600円	37.9歳	335,889円	446,976円
	短大卒	252,400円			
	高校卒	235,100円			

※職員の給与とは、給料と諸手当の合計額です。

※給料は、職務の種類と内容、職責に応じて条例で定められている給料表に基づく額が支給されます。

※平均給与額には、期末手当及び勤勉手当は含まれていません。

（２）職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当（令和７年度支給割合）

区 分	６月支給	１２月支給	年間合計
期末手当	１.２５月分	１.２７５月分	２.５２５月分
勤勉手当	１.０５月分	１.０７５月分	２.１２５月分
合 計	２.３月分	２.３５月分	４.６５月分

※ 令和７年人事院勧告により民間の支給状況に見合うよう引上げ

年間４.６０月分→４.６５月分（＋０.０５月分）

②退職手当

	自己都合（月分）	勸奨・定年（月分）
勤続２０年	１９.６６９５	２４.５８６８７５
勤続２５年	２８.０３９５	３３.２７０７５
勤続３５年	３９.７５７５	４７.７０９
最高限度額	４７.７０９	４７.７０９
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２％～２０％）	

③扶養手当

支給実績（令和７年度決算）	３３,２２０千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	２８３,９３２円

※配偶者・扶養親族３,０００円、子１１,５００円（特定期間の子１６歳～２２歳５,０００円加算）

④住居手当

支給実績（令和７年度決算）	１５,５７３千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	３３１,３４０円

※借家居住者には、２８,０００円を上限額として支給しています。

⑤通勤手当

支給実績（令和７年度決算）	９,９４０千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	５６,８００円

※距離に応じて定める額を支給しています。（通勤距離が片道２ｋｍ以上の場合）

⑥地域手当

支給実績（令和 7 年度決算）	51,027 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	253,866 円

⑦時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	43,316 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	272,428 円

※管理職職員は含まない。

⑧休日勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	61,582 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	452,809 円

※管理職職員は含まない。

⑨特殊勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	7,458 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	56,500 円

※著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務等に従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、救急出動手当、夜間特殊業務手当を支給しています。

⑩管理職手当

支給実績（令和 7 年度決算）	15,143 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	688,318 円

※職責に応じて規則で定められている額に基づき支給されます。

⑪管理職特別勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	259 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	11,773 円

※管理職が、災害時等の臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合に支給されます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

- ① 1 週間の勤務時間 38 時間 45 分（1 日当たり 7 時間 45 分）
- ② 勤務時間の割振り

勤務形態	勤務時間	週休日
毎日勤務	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	土曜日及び日曜日
交替制勤務	午前 8 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで	4 週間ごとの期間につき 8 日

(2) 休暇

年次有給休暇	心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇 1 年度につき 20 日付与。 翌年度に 20 日を上限として繰越可能。 令和 7 年度→平均取得日数 19.9 日
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇
介護休暇	職員が規則で定める者の負傷、疾病又は老齢により勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

(3) 職員の育児休業の取得者数

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
育児休業取得者数	男性職員	13 人	19 人
	女性職員	0 人	0 人
育児部分休業取得者数	男性職員	0 人	0 人
	女性職員	0 人	0 人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

職員は身分を保証されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

(1) 分限処分の事由別件数（令和7度）

分限処分とは、公務の能率に維持することを目的として、心身の故障や、職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

単位：人

区 分	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合				
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				
刑事事件に関し起訴された場合				
地方公務員法第55条の2に定める事由による場合 (職員団体への専従休職)				
合 計	0	0	0	0

(2) 懲戒処分の事由別件数（令和7年度）

懲戒処分とは、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

単位：人

区 分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合				
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合				
合 計	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

区 分	概 要
服務の根本基準	職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
法令・職務命令遵守義務	職員は、職務遂行にあたって法令や上司の職務命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、職の全体の不名誉となる行為をしてはならない。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
職務専念義務	職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、なすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為をしてはならない。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等をしてはならない。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければならない。

7 職員の退職管理の状況

管理職員であった者が再就職した状況は、次のとおりです。

再就職先	町外郭団体	民間企業等
再就職者数	0人	0人

※令和6年度退職者のうち、令和7年に再就職した人数です。

8 職員の研修の状況（令和7年度）

区 分	研修の名称	修了人員 (人)
消防大学校	第 90 期救助科	1
	第 82 期幹部科	1
救急救命研修所	第 67 期救急救命士養成（東京）	1
	第 44 期救急救命士養成（九州）	1
福岡県消防学校	第 141 回初任教育	8
	第 32 回中級幹部科	1
	第 2 回水難救助実務研修	2
	第 39 回救助科	4
	第 54 回初級幹部科（B）	1
	第 18 回初級幹部科（A）	1
	第 19 回警防実務研修	2
	第 21 回火災調査科	2
	第 12 回特殊災害科	2
	第 42 回救急科	6
福岡県市町村職員研修所	セカンドキャリア研修	2
	契約事務研修	1
	新任係長研修	4
	傾聴力向上研修	1
	法制執務基礎研修	1
	情報公開・個人情報保護研修	1
	クレーム対応基礎研修	1
	コーチング研修	1
	ハードクレーム対応研修	1
	地方公務員法研修	1
	管理監督者のためのメンタルヘルス研修	1
	自分も相手も大切にする コミュニケーション能力向上研修	1
	ハラスメント防止研修	1
	問題解決能力向上研修	1
	合 計	51

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福岡県市町村職員共済組合

福岡県市町村職員共済組合は、地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

組合員の掛金と事業主である各市町村の負担金により運営されています。

主な事業として下記の事業を行っております。

- ・短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行う事業。
- ・長期給付事業・・・被保険者（組合員）の老齢・退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行う（厚生年金、退職等年金給付）事業。
- ・福祉事業・・・組合員とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行う事業。

(2) 職員互助会

職員の相互共済及び福利増進を目的として、各種事業を行っています。事業の運営は会員が納める会費と組合からの補助金等で賄われています。

決算額（令和7年度）

単位：円

会費	補助金	その他の収入
5,418,118	1,800,000	1,921,894

(3) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、産業医及び安全衛生委員会を設置し、定期健康診断を実施しています。

健康診断受診者数（令和7年度）

定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)	特定業務従事者 (労働安全衛生規則第45条)
202 人	151 人

(4) 公務災害補償

公務遂行中の災害、または通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金から制度に基づく補償がなされます。

補償事案発生状況（令和7年度）

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
1 件	0 件

(5) 公平委員会の業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与等の勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。

新規及び継続中の事案はありません。

② 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他のその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

新規及び継続中の事案はありません。